

外苑企画商事

奨学金制度のしおり

明日の外苑企画商事を担う薬学生を支援します

- ・ 学資・生活費を月額1万円～8万円で選択できます
- ・ 返済は無利息、期間は貸与期間の最長2倍まで



株式会社 外苑企画商事

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-3

TEL 03-3402-2108、FAX 03-3402-1694

URL <http://www.gaiki.net/>

外苑企画商事 奨学金規定

第1条（制度の目的）

この規定は、株式会社外苑企画商事（以下、当社と略）が全日本民主医療機関連合会綱領（以下民医連綱領）と当社の活動方針のもとで、民医連および当社の発展を保障する後継者を育成するために外苑企画商事奨学金規定を定める。

第2条（名称）

この制度の名称は「外苑企画商事奨学金規定」（以下、規定）とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第3条（奨学生の資格）

本規定の趣旨を認め、薬剤師の資格取得後、当社に勤務する意志のある者で、薬科大学または大学薬学部に在学中もしくは入学が決定した者を対象とする。

第4条（奨学生の義務）

1. 奨学生は、薬剤師の資格取得を目標に勉学に励むとともに、民医連綱領と当社の医療活動を学ぶものとする。
2. 奨学生は、常に居住を明らかにし、住所・氏名に変更があった場合や留年・休学など身に重大な変化があった場合はすみやかに届け出なければならない。
3. 奨学生は、当社が必要と認めた学習会や会議などに積極的に参加するよう努めなければならない。
4. 奨学生は、当社より修学状況の報告を求められた場合は、これに応えなければならない。

第5条（申請の手続き）

この規定により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して本社に提出するものとする。

- ①奨学金申請書（別紙様式1）
- ②本人の履歴書（写真添付）
- ③その他本会が必要と認めたもの
成績証明書、在学証明書等

第6条（審査と承認）

本規定の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- ①本社・事業所管理者を起案者とし、定められた関係文書を取締役に提出する。
- ②取締役会は奨学金規定の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
- ③審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第7条（契約）

承認した場合は、当社と本人との間で奨学金貸借契約書を締結する。（別紙様式2）

第8条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- ① 貸与期間：奨学金貸与を申請した月から卒業する月まで。留年の場合は1年間を限度として貸与期間の延長を認めるが、延長した期間については第11条は適用しない。休学中は貸与しない。
- ② 貸与金額：奨学金は月額8万円を上限とする。
- ③ 貸与日は、原則として25日とし、当日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。
- ③ 息：なし。

第9条（奨学金貸与月額の変更）

- ① 奨学金貸与月額変更を希望する場合は、所定の様式にて申請する。（別紙様式5）
- ② 審査と承認は第6条に基づき行う。

第10条（返済）

本規定による奨学金は、貸与終了後返済しなければならない。第11条に規定する部分を除き返済方法は次のとおりとする。

- ① 当社に採用された後、半年後から返済を開始する。
- ② 返済期間は、原則として奨学金貸与期間と同一とする。ただし、経済的事情等により返済期間の延長を申請することができる。（別紙様式3）
- ③ 返済期間の延長は奨学資金貸与月数の2倍を限度とする。
- ④ 返済の期間や月額などは入職時に協議の上、返済計画書を確定する。

第11条（返済免除）

卒業後当社で勤務した場合は、月額5万円については勤務月数に応じてその返済義務を免除するものとする。貸与額が5万円に満たない場合はその額を返済免除の上限とする。免除とする勤務月数は奨学金の貸与月数と同じとする。ただし、産休・育児休業・介護休業・病気による休業期間等で給与支給のない月はこの免除月数に含まない。

第12条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本規定の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- ① 大学を退学した場合または卒業が不可能となった場合。
- ② 奨学金を受けた職員が返済終了前に当社を退職した場合。
- ④ 学生が本規定による奨学金の貸与を辞した場合。
- ⑤ 定められた主旨に反する行為、著しく民医連綱領に反する言動・行為、または社会的・道義的に許されない行為を行った場合。

第13条（入職辞退）

奨学生が卒業後、本規定の主旨に反し、当社に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第14条（奨学金一括返済遅延時の利息）

上記第12条、第13条に該当した場合であって、一括返済ができない事情がある場合には、上記第12条及び第13条に該当することが判明、表明された日の翌月1日から利息が発生する。その場合の利息は年利1.5%とする。

第15条（資格取得出来なかった場合）

卒業（必要な課程を修了）後、薬剤師の資格を取得出来なかった場合は、1年間を限度に返済を延期することが出来る。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当社への入職と就業の意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第12条と同様の扱いとする。

第16条（特例事項等）

本規定にない事案が発生した場合は、当事者間の協議をおこなった上で取締役会が判断する。

（付則）

第1条 本規定は2009年4月1日より実施する。

2) 2009年4月1日改訂は、同日現在奨学金貸与中の者、返済中の者、新規の貸与者を対象とする。第11条は2009年4月1日以降の返済について適用する。

第2条 本規定の改廃は取締役会が行なう。

2005年7月 1日施行

2009年4月 1日改訂

2010年6月17日改訂

奨学金申請など手続きの流れ

1. まずは、ご相談を

当社の奨学金制度を受けたい方は本社へご一報ください。面談してくわしく説明し書類をお渡しします。

2. 申請に必要な書類は

奨学金申請書、奨学金貸借契約書、履歴書、成績証明書、在学証明書、

3. 奨学金貸与は契約書を取り交わします

申請書が提出された後は、当社としての決済手続きを経たうえで、承認の有無が申請者に伝えられます。承認された方には契約書に記載、捺印していただきます。その際、連帯保証人の自署捺印が必要です。（これらは担当者を通じてお会いするか、郵送も可能です）また、申請者本人及び保証人は契約書に貼る印紙（200円）が必要です。もし用意できない場合は事前にご連絡ください。こちらで用意し別途、現金で1枚200円をいただきます。

4. 毎月の奨学金の受け取りは

契約書が取り交わされたら、申請月分から奨学金が貸与されます。受け取りは、現金または遠方の方や希望者には銀行振込をいたします。

5. 学生生活の様々な相談・お手伝いをします

当法人の奨学生になられた方には、当社の様々な情報をお送りします。また、薬局等の施設を活用した実習やフィールドワークもできます。

申請・申し込みやご相談は；

・お近くの薬局及び外苑企画商事本社へ

- | | | | |
|----------|-----------|------------------|------------------|
| ・本社（事務所） | 〒151-0001 | 東京都渋谷区神宮前2-19-16 | 小松ビル2階 |
| | | TEL 03-3402-2108 | FAX 03-3402-1694 |
| ・たくみ薬局 | 〒151-0051 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-3 | |
| | | TEL 03-3497-5741 | FAX 03-3497-5742 |
| ・わかば薬局 | 〒270-0174 | 千葉県流山市下花輪409-11 | |
| | | TEL 04-7159-8502 | FAX 03-7150-2848 |